

※該当者のみ※

収入を証明する書類区分表

入居申込書類チェックシートの『収入を証明する書類』については、次の区分表により該当する●印の書類をすべて提出してください。該当する項目が空欄だった場合は、この表中での必要書類はありません。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況 (就職時期等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください。)	申込月	源泉徴収票	*1	(B表)	*2	開業届の控	(退職証明書・廃業届・卒業証書のコピー等)	転職を証明する書類
				給与支給証明書及び就業証明書	確定申告書の控	収支明細書			
給与所得者	㊦ 前年1月1日以前から引き続き現在の勤務先に勤務している方	4～5月 6～3月	●		*3				
	㊧ 前年1月2日以降に就職(転職)し、申込日までに1年以上経過している方	1～12月		●					
	㊨ 前年1月2日以降に就職(転職)し、申込日までの勤務期間が1年未満の方	1～12月		●				●	
	㊩ 現在の勤務先に勤めてまだ1か月分の給料を受けていない方	1～12月		●				●	
事業所得等	㊪ 前年1月1日以前から引き続き事業している方	4～5月 6～3月			●				
	㊫ 前年1月2日以降に事業開始し、申込日までに1年以上経過している方	1～12月				●	●		
	㊬ 前年1月2日以降に事業開始し、申込日までの期間が1年未満の方	1～12月				●	●	●	
	㊭ 現在の事業を始めてまだ1か月が経過していない方	1～12月				●	●		
その他	㊮ 年金受給者	4～5月 6～3月	●		*3				
	㊯ その他所得のある方	4～5月 6～3月			●				
	㊰ 失業中の方	1～12月	雇用保険受給資格者証明書、退職証明書など						
	㊱ 生活保護受給者	1～12月	生活保護受給証明書						

※注意※ 給与所得・年金所得・事業所得を重複して受け取っている方は、該当する書類をすべてご提出ください。

- 公営住宅の家賃算定にあたって収入基準の計算対象とならないもの
課税されない次の所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

○遺族が受給している年金、恩給○障害年金、障害福祉年金○各種の原爆被爆者手当○生活保護の扶助費
○児童手当、(特別)児童扶養手当○雇用保険の失業給付金○傷病手当給付金○労働基準法に基づく休業補償金
○労災保険金○仕送り○養育費○奨学金○相続・贈与や退職金などの一時的な所得など

*1 就業証明書及び給与支給証明書

- ㊧の場合 ➡ 現在の勤務先で、入居申込の前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。
(残業手当・賞与等を含む。)
- ㊨㊩の場合 ➡ 現在の勤務先で、就職した月から入居申込の前月までの支給証明を受けてください。
(賞与の予定分は含みません。)

*2 収支明細書

- ㊪の場合 ➡ 入居申込の前月から過去1年間分の所得を記入してください。
- ㊫㊬の場合 ➡ 事業開始をした月から入居申込の前月までの所得を記入してください。

- *3 確定申告書の控 ➡ 給与所得者、年金受給者の方で確定申告をしている方は申告書の控をご提出ください。